

〈研究ノート〉

近年の皇位継承をめぐる論議に関する一考察 — 「皇室典範に関する有識者会議の報告書」をもとに —

横手 逸 男

要約

「皇室典範に関する有識者会議」は、皇位継承資格を「男系の男子」だけでなく「女子や女系の皇族に拡大することが必要である」との報告を平成17（2005）年11月24日に行った。

これについては、当該報告を支持する意見がある一方で、125代にわたって男系により継承されてきた皇室の歴史や伝統を無視するものであるとの反対意見がさまざまな識者により表明された。

その後、悠仁親王のご誕生という新たな動きにより、女性・女系天皇を容認する皇室典範改正案の国会提出は見送られた形になった。

悠仁親王のご誕生により、男系男子の皇位継承者がいなくなる事態はひとまず解消されたが、皇太子の次の世代に男子が1人という現在の状況においては「安定的な皇位継承」が確保されているわけではない。

皇位継承問題や皇室典範の改正については十分な検討が必要である。

キーワード 天皇制、皇室典範、皇位継承制度

目次

1. はじめに
2. 皇位継承制度の変遷
 - 2.1 旧皇室典範が制定されるまでの皇位継承
 - 2.2 旧皇室典範と皇位継承
 - 2.3 新皇室典範と皇位継承
 - 2.4 新旧両典範と皇位継承制度の異同
3. 「有識者会議」の議事概要
 - 3.1 「有識者会議」の議事要旨
 - 3.2 有識者会議のヒアリングにおける学識者の主張
 - 3.3 「今後の検討に向けた論点の整理」の公表と反響
4. 「有識者会議」の報告書の発表と反響
 - 4.1 有識者会議の報告書
 - 4.2 有識者会議報告書に対する各界の反応
 - 4.3 報告書に対する神社本庁の反論
5. 状況の変化と皇位継承論議の推移
 - 5.1 状況の変化
 - 5.2 政府の基本的姿勢
 - 5.3 皇位継承制度に関する近年の識者の主張
6. おわりに

1. はじめに

日本国憲法2条は「皇位は世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定する。また、皇室典範1条は「皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と定めている。日本国憲法2条にいう「世襲」とはいかなる内容のものか、皇位継承資格を拡大し「女子・女系の天皇」を設けるべきかについては、これまでもたびたび論議されてきた問題でもある。

平成16（2004）年には、小泉首相の私的諮問機関である「皇室典範に関する有識者会議」^[1] -以下「有識者会議」と略称する-が設けられ、「安定的でのごましい皇位継承のための方策」について17回の公式会合を重ねたうえで、報告書をまとめた。同会議は、現行の皇室典範を前提にすると、早晚、皇位継承者が不在になる事態が生じるとしたうえで、皇位継承資格を「男系の男子」だけでなく「女子や女系の皇族に拡大することが必要である」との報告を平成17（2005）年11月24日に行った。小泉首相は、この報告書に沿い皇室典範の改正案を作り、平成18（2006）年の通常国会で成立させる方針であったが、これについては「皇位の継承者を…男系男子に限れば、やがては天皇になる人がいなくなる…『女性天皇、女系天皇の容認』と『第1子優先の継承』という結論は妥当」^[2]としこれを支持する意見がある一方、国会議員や関係からも慎重論や、反対論が相次ぎ^[3]、また神社本庁や、さまざまな識者により125代にわたって男系により継承されてきた皇室の歴史や伝統を無視するものであるとの反対意見が表明された^[4]。

その後、紀子さまのご懐妊、そして悠仁親王のご誕生という新たな動きにより、政府の女性・女系天皇を容認する皇室典範改正案の国会提出は見送られた形になった。

皇位継承順位3位の悠仁親王のご誕生により、男系男子の皇位継承者がいなくなる事態はひとまず解消されたが、皇太子の次の世代に男子が1人という現在の状況においては「安定的な皇位継承」が確保されているわけではない。

皇室典範をどのように改正すべきか。各論者の主張は（1）男系男子主義の維持を前提に旧皇族の男系男子子孫を皇族とする案（2）皇位継承資格を女系にも拡大すべきという案（3）伝統を尊重し、男系維持に努めるべきであるが、万策尽きた場合には女系継承もやむなしとする案など多岐にわたり、その主張も錯綜している。

皇位の世襲制や皇位継承についてどう考えるかは、国民一人一人の内心にもかかわる問題でもあり、改正にあたっては十分な検討が必要である。小泉首相の皇室典範改正の動きについては、女系容認の識者からも「小泉総理は…改正法案へと一気に運ぼうとしていた。それに対し、歴史的な決断であるのに、議論が尽されていないという不満が爆発したわけです」^[5]との指摘もなされている。

本稿においては、新旧の皇位継承制度、「有識者会議」でのヒアリング、「有識者会議」の報告書を考察することにより、皇位継承に関する問題点を明らかにし、自らの今後の研究の足がかりとしたい。

2. 皇位継承制度の変遷

皇位継承制度の特色を区分してみた場合、次のようになる。

2.1 旧皇室典範が制定されるまでの皇位継承

旧皇室典範が制定された明治22年以前の皇位継承は、伝統や先例により行われてきたが、概ね次のようなものであった^[6]。

- ①皇位は、すべて、皇統に属する者により継承され
- ②皇位は、すべて、男系により継承され
- ③10代8方の女性天皇が存在したがいずれも男系女子であり
- ④その半数近くは非嫡出子による継承であり
- ⑤天皇の直系子孫が不在の場合には、傍系によっても継承され
- ⑥皇統に属する一定範囲の者を皇族とする皇族制度が7世紀末～8世紀初に確立し、それ以降は、すべて皇族の身分を有する者が皇位を継承している。

2.2 旧皇室典範と皇位継承

女性・女系天皇を容認すべきか否かについては、旧皇室典範の制定時にも論議された。明治17年3月に宮内省に設置された「制度取調局」の調査を基に起草された「皇室制規」では女性・女系天皇を容認する動きがあった。これに対し、井上毅は伊藤博文に「謹具意見」を提出し、我が国の伝統尊重などの立場より女性・女系天皇の導入に強く反対し、以後の皇室典範の各案では女性・女系天皇は規定されることなく、明治22年2月に皇室典範は制定された^[7]。

旧皇室典範は、憲法と同等の形式的効力をもつ最高法規であり、その改正についても帝国議会の議決を必要としなかった（大日本帝国憲法74条）。

大日本帝国憲法は、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（1条）、「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」（2条）と規定し、これを受けて旧皇室典範は、第1章（1条～9条）において、次のように規定していた。

第1条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス

第2条 皇位ハ高長子ニ伝フ

第3条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ

第4条 皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニシ皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル。

第5条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ

第6条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ

第7条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

第8条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

2.3 新皇室典範と皇位継承

現行皇室典範制定時においても皇位継承資格に関する論議がなされた。皇位継承資格を男系男子に限る理由として金森徳次郎国務大臣は、我が国の歴史上、常に男系を尊重していたということ、男系でなければならないというのは国民の確信であるという点などを挙げている^[8]。

新皇室典範は旧皇室典範と異なり、憲法の下位法として位置づけられた。

日本国憲法は、「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」(2条)と規定し、皇位継承については、新皇室典範は第1章(1条～4条)で次のように規定している。

第1条 皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第2条 皇位は、左の順序により、皇族に之を伝える。

- 1 皇長子
- 2 皇長孫
- 3 その他の皇長子の子孫
- 4 皇次子及びその子孫
- 5 その他の皇子孫
- 6 皇兄弟及びその子孫
- 7 皇伯叔父及びその子孫

②前号各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

2.4 新旧両典範と皇位継承制度の異同

新旧両典範の異同は次のような点にある。

(1) 皇位継承資格

新旧両典範は、皇位継承資格について、いずれも皇統に属する男系の男子が継承するとしており、女系天皇や女性天皇は認めていない。但し、旧典範では皇嫡子孫が無い場合、皇庶子孫の皇位継承が認められていたが、新典範ではこのような規定は存在しない。また、新典範では、天皇や皇族が養子をするを禁止している(9条)。

(2) 皇位継承順位

皇位継承の順位は新旧両典範ともに、直系系列主義を採っている。

ちなみに、現行皇室典範によれば平成20(2008)年5月現在の皇位継承順位は以下のとおりになる。

- ①徳仁親王(皇太子)
- ②文仁親王(秋篠宮)
- ③悠仁親王(秋篠宮家)
- ④正仁親王(常陸宮)
- ⑤崇仁親王(三笠宮)
- ⑥寛仁親王(三笠宮家)
- ⑦宣仁親王(桂宮)

(3) 皇位継承順序の変更

旧皇室典範9条と新皇室典範3条では、「皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故」があるときは、皇室会議の議により、皇位継承の順序を変えることができる旨、規定していた。

(4) 皇位継承原因

旧皇室典範10条は、「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と規定し、新皇室典範4条は、「天皇が崩じたときは、皇嗣が直ちに即位する」と規定している。天皇が崩御（死亡）によらず皇位から退くことを退位というが、いずれも退位は認めていない（「踐祚」と「即位」は同じ意味）。

3. 「有識者会議」の議事概要

日本国憲法では「皇位は、世襲」とされ、皇室典範では「皇統に属する男系の男子」にのみ皇位継承資格を認めている。皇室では皇太子・秋篠宮両殿下の後、女子のみ9人連続で誕生し、このままでは皇位継承者がいなくなるのではないかという不安が強まっていた。そのような状況下において、平成16（2004）年末に小泉元総理の諮問機関として設けられたのが「皇室典範に関する有識者会議」であった。

この会議での検討事項、および第6回・第7回会合におけるヒアリングでの各識者の見解、第10回会合でまとめられた「論点の整理」内容とそれに対する反響を概観すると次のようになる。

3.1 「有識者会議」の議事要旨

同会議は、以下の日程・内容で、平成17（2005）年中に合計17回の公式会合を開いた^[9]。

- 第1回 1月25日 首相代理（山崎官房副長官）の挨拶、座長の選任・座長代理の指名、有識者会議の議事は毎回公表することなどの運営方法の確認、「現行皇位継承制度」と「天皇の国事行為」の説明と意見交換
- 第2回 2月18日 「天皇・皇后両陛下・皇族殿下の御活動」、（平成16年分）、「現行皇室典範制定時の考え方」と「旧皇室典範制定時の考え方」の説明と意見交換
- 第3回 3月30日 「皇位継承の時代的変遷」、「天皇系図」、「皇位継承の考え方が記録されている例」、「歴代の女性天皇について」の説明と意見交換
- 第4回 4月25日 「皇族制度」、「皇室経済制度」、「諸外国における王位継承制度の例」の説明と意見交換
- 第5回 5月11日 識者の意見を伺うことへの了解、「皇位継承制度等の変遷」、「皇位継承ルールの典型例」、「日本国憲法第1条・第2条に関連する政府」の見解の説明と検討
- 第6回 5月31日 識者からのヒアリング 大原康夫<國學院大学教授> 高橋紘<静岡福祉大学教授> 八木秀次<高崎経済大学助教授> 横田耕一<流通大学教授>
- 第7回 6月8日 識者からのヒアリング 鈴木正幸<神戸大学副学長> 高森明勅<拓殖大

学客員教授> 所功<京都産業大学教授> 山折哲雄<国際日本文化研究センター名誉教授>

- 第8回 6月30日 第6回・第7回の「ヒアリングにおいて表明された皇位継承資格及び皇位継承順位についての意見の整理」内容の説明と検討
- 第9回 7月20日 「今後の検討に向けた論点の整理」(案)についての意見交換
- 第10回 7月26日 「今後の検討に向けた論点の整理」を検討し決定、会議終了後公表
- 第11回 8月31日 前回公表した「今後の検討に向けた論点の整理」に対する国民の反応を「主要紙解説記事」、メール、投書などを概観し意見交換
- 第12回 9月29日 皇位継承順位についての意見交換
- 第13回 10月5日 皇族の範囲及び関連制度についての意見交換
- 第14回 10月25日 意見の集約のための意見交換
- 第15回 11月7日 報告書(案)の議論をしつつ意見の集約
- 第16回 11月21日 皇位継承順位及び皇族の範囲についての意見交換
長子優先、永世皇族制で報告書を取りまとめることで意見一致
- 第17回 11月24日 「皇室典範に関する有識者会議報告書」の決定と小泉首相への答申

3.2 有識者会議のヒアリングにおける学識者の主張

第6回・第7回のヒアリングでは、識者により次のような見解と質疑応答がなされた^[10]。

[高橋紘(専門:現代史)]

皇位継承については国民に広く支持されているものであるかどうかの基本。結論からいえば女性天皇を容認し、皇位継承順位は長子優先(第1子優先)ということがいい。男系男子の皇位継承の伝統を維持するために皇籍を離脱した11宮家の末裔の方々を天皇、皇太子、皇族の養子にするとかの主張があるが、既に60年近く経っている方を、養子にお迎えすることは現在の国民感情に合うのかどうか難しい。

継承順位については長子優先の方が、極めてわかりやすい。

宮家の範囲については、宮家の将来の後継者は女子ばかりなので、これは12条を改正して宮家を立てることも必要、存続させるためには9条[養子の禁止:筆者注]を改正して養子をとるようにしなければいけない。現在の永世皇族制の問題についてはある程度、11条[皇族身分の離脱:筆者注]だけではなくて、具体的に何世まで皇族とするといったことなどを決めた方がいいのではないか。

宮中祭祀に関してもいろんな変化があったが、現在まで続いているということは、やはり象徴天皇が支持されて国民統合の中心にあるから。何故、男系男子、男子優先にこだわるのか。象徴天皇というものはもっと間口が広くて、しなやかな制度ではないか。それが国民とともにある象徴天皇を現在、83%という国民が支持している理由ではないか。

園部質問 長子優先というがその下に男子がいる場合でも女子を優先にすることが国民感情に合うか?

高橋答弁 一向にそれはかまわない。

[大原康夫（専門：宗教行政・政教問題）]

わが国の皇位継承の歴史を勘案すれば、男系主義の歴史的重みが大変大きいので、その重みを十分認識し女帝（女系容認型）の議論に入る前に男系維持のための方策を講ずることが先決であり、そのための方策として、①旧皇族の皇籍復帰の可能性を検討することや②皇族の養子制度を検討することが考えられる。

各紙の世論調査では70%、80%が女性天皇を支持するといわれるが女系を採用するという認識がどこまであるのか疑わしい。一部の女系容認論の背景には女系採用により皇室の伝統が壊れる。これこそ皇統断絶のチャンスであるという天皇制廃止論の考え方がある。喫緊の課題は現在の宮家の存続の対策を講ずることである。男系維持の観点から宮家の存続を確実なものとするべし。

皇室典範の改正は皇室にとって最も関心のある事項に関わらず皇室の御意向がこの改正に反映されるべき回路がない。皇室の御意向が反映されないような形で皇室典範が一法律ということだけで国会の議決によって単純に改正されることについては、考えるべき余地がある。

園部質問 皇族を復帰させたとして、もしその方が天皇になられた場合に国民が天皇として支持できるかどうか。旧皇族の方を養子として受け入れた場合、国民感情というのはどうか。

大原答弁 大前提は、女系という前代未聞の制度を採用することに対するものすごい大きな危惧があるということ。それが前提であるゆえに、男系を維持するために旧皇族復帰だとか養子制度とかになれば、懸念されるのはわかるが、こちらの方が相対的に危険は少ない。

[八木秀次（専門：憲法学）]

「皇統」は一貫して男系の継承であり、過去8人10代の女性天皇はいずれも「男系の女子」であった。過去にも皇統断絶の危機はあったが皇統が「女系」に移ることは厳しく排除し、男系の「傍系」から皇位継承者を得ている。男系継承を続けていくべき理由は、125代一貫して男系継承であった事実の重み。遺伝学の見地からも説明が可能。女系天皇が誕生すれば、天皇としての歴史的正当性の問題が浮上するという指摘もある。

男系継承を護持するための具体的方策としては、第1案、昭和22年に臣籍降下した旧宮家の男系男子が皇籍に戻る。第2案、皇族の養子を認め（9条を改正要）、旧宮家の男系男子を皇族とする。第3案、女性宮家を立てる（皇室典範15条改正要）、第2案との違いは当主を男女どちらにするかの違い。今行うべきことは女性に皇位継承権を認めたり、皇位継承順位を付けるのではなく、将来の皇位継承に備えて皇位継承の基盤を充実させること。

園部質問 第1案から第3案をどのようにすればよいか。

八木答弁 第1案につきましては、典範の何ヶ所かの改正が必要。第2案については9条の改正、第3案については15条の改正で済む。一番ソフトランディングできるのは2案。

[横田耕一（専門：憲法学）]

世襲の象徴天皇制度は、国民主権主義をあいまい化し、平等原則とも矛盾するという点で憲法の基本的原理からすると逸脱している。憲法原理からの逸脱は必要最小限度にすべきである。憲法2条の世襲とは、単に血のつながりによって皇位が継承されているという意味。男系男子限定ということではない。女性天皇や女系天皇を認めるとしても憲法改正の必要はない。

男系男子天皇に限定することは違憲である。女性天皇や女系天皇を認めない理由として主張されてきた理由は伝統。伝統というのには合理的理由はない。女性天皇や女系天皇を否認することは違憲である。憲法は男系男子に限定していないから女系天皇や女性天皇を認めることは立法府の裁量により可能。現在の状態を前提として政策的観点からみた場合、『男系男子を厳守』は断絶の危険性がある。皇籍離脱者の皇族籍復帰は世論の支持は期待できない。養子による継続も世論の支持は期待できない。非嫡出子の容認も世論の支持は期待できない。『男系女子を容認』は一時しのぎにはなるが断絶の可能性がある。皇籍離脱元皇族子孫の男子と婚姻して断絶を回避するというのも非現実的で世論の支持は期待できない。『女系天皇を容認』は継承順位をどうするかが最大の問題。直系・長系、これがきわめてわかりやすい。

皇族の範囲については、永久皇族制を前提として、現在であれば皇室典範11条の皇籍離脱規定を弾力的に運用する形で処理すべきである。

皇位継承の安定性及び世論の支持ということを考えれば、女系天皇を認めて男女にかかわらず直系、長系を採る方式が適格的である。しかし、あえて安定性や世論の支持に逆らっても、いわゆる伝統なるものに固執しようとするならば、まだ男子出生がどうなるかわからないから、今は女系天皇を決断することなく静観すべきだ。

園部質問 先ほど八木先生は「女系天皇は天皇廃絶への道」とおっしゃっているんですが、今の御意見は最終的にはそういうことでしょうか？

横田答弁 そうなる危険性はある。

[鈴木正幸（専門：日本近代史学）]

天皇・皇室はその時代の社会秩序を理想的に体現し、変化する社会に対応して、社会のあるべしとされた姿を象徴することによって、社会と政治の安定に寄与してきた。現在と戦前とでは天皇が統治権者であるか否かによって皇室の位置は異なるが「社会の師表」という機能からみた場合の共通点は考えるべきである。歴史の教えるところから、今日の天皇・皇室のあり方を考え、そしてその中から皇位継承の在り方を考える必要がある。伝統というものは、前時代に発生したものが、後の時代時代によって残っているもの。時代の選択によって選択され残ってきたものであり、時代の試練に耐えてきたものである。したがって、今日あたらしい伝統をつくらうということになれば、当然次の時代、世代に伝統として残るものでなければならぬ。次の世代と価値観を共有できるものでなければならぬ。

園部質問 歴史との関係で、法律としての皇室典範の改正について、どのような点を考慮すればよろしいか。

鈴木答弁 皇室典範というものは、皇位継承にわたる公事と同時に、皇室の家督相続という側面を持つ。法律は国会で議論すれば済むことなのかも知れないが、皇族の方の意見を、つまり家督相続の側面ということは何らかの形で考慮する必要がある。

[高森明勅（専門：神道学・日本古代史学）]

皇室典範は皇位継承資格について「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と規定しているが、皇位継承資格の「男系男子」という条件を緩和し「女系女子」の継承も可能にしたほうが良い。女系継承は、過去、武烈天皇から継体天皇のときにあり、形式上、明治初期まで存続した養老令では女系の継承を認める規定が存在した。継承順位は直系を優先し兄弟姉妹の間では男子を優先すべし。

園部質問 男子を優先する理由は？

高森答弁 125代中女子は10代ということと天皇という立場のご公務と女子という肉体的、生理的条件の兼ねあいからこのように考えています。

[所 功（専門：日本法制史）]

皇位継承を男系男子に限定することは無理な規制。皇位継承の資格を、従来のように皇統に属する皇族の男子だけでなく女子にも広げる。ということは、女性天皇も認め女系天皇も容認せざるを得ない。現在、極端に少ないと思われる皇族の総数を増やすためには、女子皇族も結婚により女性宮家を創立できるように改め、その間にお生まれになる子女も皇族とする必要がある。天皇としての重大な任務は、結婚に伴って出産などの大役が予想されます女性皇族よりも、まずは男性皇族が率先して担われるようにすべきである。制度的には万全の措置として女系継承の可能性まで認める必要がある。そして、具体的には男子先行の継承順位を定めて、その的確な運用に関係者で懸命の努力工夫をする。

園部質問 先生の著書に女性天皇の結婚相手はいずれも高貴な結婚相手とありますが。

そういう方々がよいということは、制度として決めることなのか。いわば慣行として決めることなのか。

所答弁 皇位継承に関わることは、成文法のみで規定しうるものではなく、それを歴史と現状に照らして工夫しながら運用すべきだと思う。そういう意味で、私が申したようなことは、期待であり、希望であります。

[山折哲雄（専門：宗教学・思想史）]

世界には、さまざまな統治の装置があるが象徴天皇制という統治組織は抜群の安定性を示してきている。その理由としては、宗教的な権威と政治的な権力の二分的システムが実に柔軟な形で作り上げられてきたということと、皇位継承の場合に血統原理とカリスマ原理の2つの原理が有効に働いていたということ。欧米諸国の王位継承に比べて象徴天皇制の皇位継承というものが、非常に安定性を保つことができた背景には、そうした血統原理とカリスマ原理という二つの観念が強く作用していたということを重視したい。私は、象徴天皇制にとって重要だと思われる歴史的な背景、その性格等々が十分に担保されるならば、例えば、皇位継承の考え方が、男系であろうと女系であろうと、女性天皇が誕生しても構わないだろ

うと思う。

園部質問 私どもの検討しているのはどちらかというと血統原理ですが、これについて男系でも女性天皇でも一向にかまわないという何か根拠があるか。

山折答弁 血統原理の中には生物学的な側面と万世1系というようなフィクション性を含んだ側面がありますが、その両面を私は漠然と考えて述べている。

3.3 「今後の検討に向けた論点の整理」の公表と反響

第10回有識者会議ではそれまでの審議をもとに、次のような〈基本的な視点〉・〈主要な論点〉を骨子とする「今後の検討に向けた論点の整理」を公表した^[11]。

〈基本的な視点〉

皇位継承制度の検討に当たっては、以下の3条件を基本的な視点とする。

- ①国民の理解と支持を得られるものであること
- ②伝統を踏まえたものであること
- ③制度として安定したものであること

〈主要な論点〉

今後、以下のような論点について上記の〈基本的な視点〉に立って検討を行う。

①皇位継承資格

男系男子を維持しようとする立場からは、旧皇族やその子孫を皇族とする方策が主張され、これに対しては国民の理解を得るのは難しいのではないかと指摘がある。皇位継承者の拡大を図る立場からは、女性天皇や女系天皇を認めようとする方策が主張され、これに対しては女系天皇を設けることは皇位の男系継承の伝統に反するなどの指摘がなされている。「以上のような考え方の違いは、結局…男系男子の継承を維持するために、天皇との血縁が遠くても…男系男子の子孫が皇位を継承すべきとするか、現在の皇族の範囲を前提に、天皇の近親の皇族が皇位を継承することが自然であるとするか、などによるものと考えられる。」

②皇位継承順位

皇位継承資格を男系男子に限定する場合には、現行の皇位継承順位に係る制度を維持することとなるが、女性天皇や女系天皇を認める場合、長子優先の考え方や兄弟姉妹間で男子優先の考え方・皇族の中で男子優先の考え方がある。

③皇族の範囲

皇位継承資格、皇位継承順位の検討結果に応じてその内容や規模をいかにするかが論点となる。これに対し各紙は、「女性天皇に傾く議論」（7月27日・読売新聞）、「継承順 今後の焦点」（7月27日・日経新聞）、「『世論』背に容認色濃く 女性天皇」（7月27日・東京新聞）、「意見集約は難航予想 政治状況の変化も影響」（7月27日・朝日新聞）「日本の将来見据え結論を」（7月31日・産経新聞）、「継承資格『女帝』か『旧皇族復帰』か」（7月27日・毎日新聞）という見出しで概要やそれぞれの見解を示している。

4. 「有識者会議」の報告書の発表と反響

有識者会議は17回の会合を重ねて平成17（2005）年11月24日にそれまでの検討結果をまとめ、皇位継承資格を拡大し女性天皇や女系天皇を認める報告書を小泉総理に提出した。

4.1 有識者会議の報告書

有識者会議の要旨は次のとおりである^[12]。

（1）男系継承の維持

男系による継承は、歴代の天皇・皇族男子から必ず男子が誕生することを前提として初めて成り立つ。この制度が長期間、維持されてきた背景としては、非嫡系による皇位継承が認められていたことがある。現行皇室典範では皇位継承資格を嫡出子に限定している。また我が国では近年、少子化が急速に進んでいる。このような状況を直視するならば、皇位継承資格を男系男子に限定することは極めて困難な状況になっている。男系男子という要件を維持する観点から、当面の方法として昭和22年に皇籍を離れた旧皇族やその男系男子子孫を皇族とする方策も主張されているが、すでに60年近く一般国民として過ごしている方々を広く国民が皇族として受け入れるかについては国民の理解と支持を得ることは難しい。

（2）女子や女系皇族への皇位継承資格の拡大

憲法に定める皇位世襲の原則は、天皇の血統に属する者が皇位を継承することを定めたもので、男子や男系までを求めるものではなく、女子や女系の皇族が皇位を継承することは憲法上、可能である。女子や女系の皇族に皇位継承資格を拡大すれば皇位継承資格者を安定的に確保でき、また国民間においてもこのような制度を積極的に受け入れ、支持する素地が形成されていると考えられる。女性天皇・女系天皇を可能とすることは、社会の変化に対応しながら、多くの国民が支持する象徴天皇の制度の安定的継続を可能とするうえで大きな意義を有する。今後、皇位継承資格は女子や女系の皇族に拡大することが適当である。

（3）皇位継承順位

皇位継承資格を皇族女子や女系皇族に拡大する場合、皇位継承順位は①男女を区別せず長子優先、②天皇の子である兄弟姉妹間で男子優先、③皇族の中で男子優先、④皇族の中で男系男子優先の方法がある。皇位継承順位については、わかりやすく安定した制度であることが求められる。

天皇の直系子孫を優先し、天皇の子である兄弟姉妹間では、男女を区別せずに、年齢順に皇位継承順位を設定する長子優先の制度が適当。

（4）皇族の範囲

現在の少子化傾向の中では現行制度の考え方を踏襲して、天皇・皇族の子孫は世数を問わず皇族の身分を有する永世皇族制を前提にした上で、その時々状況に応じて弾力的に皇籍離脱制度を運用することにより、皇族の規模を適正に保つことが適当である。

4.2 有識者会議報告書に対する各界の反応

平成17(2005)年11月24日に発表・小泉首相に渡された「皇室典範に関する有識者会議」の報告書については、各界次のような反応がみられた。

(1) 新聞の論調

朝日新聞は「『女性天皇、女系天皇の容認』と『第1子優先の継承』という結論は妥当だと思う。支持したい。…とはいえ、今後、皇太子の次の世代に男子が誕生する可能性がないわけではない。政府は来年の通常国会に皇室典範の改正案を提案する方針だが、こうした事情を織り込む工夫は必要」(11月25日、社説)との見解を示した。

日本経済新聞は、報告書の考えについては、秋篠宮さまより若い男性皇族がいない中、大多数の国民が納得するだろう。女性天皇を認めた場合、男女を問わず直系の長子を優先しないと制度が安定しないとの考えも理屈は通っているが、「事は論理だけで片付けられない。国民がそれぞれの歴史観や国家感、家族制度感などをからめて是非の判断を持つ問題だ。現に、男系継承が天皇制度の根幹でそれが途絶えることは容認できないとの意見がある…報告書をもとに、国民の総意といえるまで論議を熟成させて法案をつくってもらいたい。巧遅は拙速に如かず、という事柄ではない」(11月25日、社説)と述べた。

(2) 政界の反応

小泉首相は有識者会議の報告書について翌年度の通常国会に法案を提出するよう準備を進める旨、述べた。なお、武部勤(自民党幹事長)・冬柴鉄三(公明党幹事長)・市田忠義(共産党書記局長)・福島瑞穂(社民党党首)の与野党幹部はいずれも報告書の内容を容認する考えを示し、鳩山由紀夫(民主党幹事長)も特にこれを否定はしていない^[13]。

なお、有識者会議の動きに対し、平成17(2005)年11月1日には日本会議国会議員懇談会(平沼赳夫会長)が「皇位継承問題は国家重要事であり、慎重な審議と国民の納得が図られるべきである」との決議を行っている^[14]。

4.3 報告書に対する神社本庁の反論

神社本庁は、平成17(2005)年12月2日に概略、次のような基本見解を示し、有識者の報告書に反論した^[15]。

1. 報告書の結論は、伝統の尊重をうたいながらも世論調査の結果を過大視するなど余りにも現代の表面的な価値観に捉われすぎたものといわざるを得ず、結局は心ある国民の広い理解を得るものではないと考える。
2. 皇位は、125代にわたって一つの例外もなく男系により継承されており、天皇を中心に国家・社会の安寧と秩序が保たれてきた。この歴史的な重みは、現今での「制度的安定」を主たる理由として軽々に退けられてよいものではない。

5. 状況の変化と皇位継承論議の推移

有識者会議の報告書が発表されて以降、次のような状況の変化がみられ、それに伴い、皇

位継承論議も推移し、今日に至っている。

5.1 状況の変化

有識者会議の報告を受け、小泉首相は2006年の通常国会で「女性・女系天皇容認」のための皇室典範改正を予定していたが、これについては「男系維持」の立場から、自党内にも「不協和音」が生じた^[16]。

その後、平成18（2006）年2月7日には「秋篠宮妃の紀子さまご懐妊」が伝えられ、この新たな展開において小泉首相は翌日の衆院予算委員会で、皇室典範改正案については、じっくり時間をかけて審議し「政争の具にしないように取り組んでいきたい」^[17]と述べ、皇室典範の改正を見送る方針を示した。そして、平成18（2006）年9月7日、41年ぶりに皇室に男子が誕生し、これにより女性・女系天皇を容認する皇室典範改正の見送りは決定的となり、現行皇室典範の改正問題は、まずは先送りされた形となった。

5.2 政府の基本的姿勢

平成18（2006）年の通常国会（第164回）では皇位継承問題について自民党の小野次郎（衆院議員）と柴田雅人（政府参考人）・安倍晋三（官房長官）との間で次のような質疑応答がなされている。

<平成18（2006）年4月14日の衆議院内閣委員会における質疑応答>^[18]

小野次郎 「秋篠宮妃殿下の御懐妊という慶事によって…皇位継承をめぐる…状況が変わったと考えておられるのか、政府の認識をお伺いします。」

柴田雅人 「現行制度においては仮に男子がお生まれになった場合には、皇太子殿下、秋篠宮殿下に次ぐ皇位継承順位をお持ちになるということになります。ただ、その場合でも、皇太子殿下や秋篠宮殿下の次の世代の皇位継承資格者はそのお子様お一方ということになりますから、将来の皇位の安定的な継承の維持という観点からは、やはり何らかの見直しが必要なのではないかというふうに考えております。」

小野次郎 「有識者会議の報告の中には、男女にかかわらず長子優先という原則が提言されています…国民の中にも、世論調査をしてみても、天皇のお子様の中に男子がいらっしゃる場合には、まず男、今までどおり男子を優先するという考え方を支持する声が高い…この点について、官房長官のご認識をお伺いしたいと思います。」

安倍晋三 「最終的には…直系継承が皇位継承のありかたとしてはふさわしく、また出生順に順位が決まるという制度のわかりやすさや、国民の期待や、ご養育の方針が早期に定まるという安定性を重視して、いわゆる長子優先が適当であると、この有識者会議においては判断されたものと認識しています…まずは何といたっても皇位の安定的な継承を図らなければならない、と同時にまた、皇室は他に比類なき長い伝統と、また文化も体现しているわけでございまして、そうしたことを踏まえながら…当然にこのたびの御慶事も念頭におき、ただいま与党におきまして議論しています…慎重にかつ

冷静に、国民各層の賛同が得られるように取り組んでいきたい。」

また、平成18（2006）年の臨時国会（第165回）においては、伊藤基隆議員（民主党）と安倍晋三総理大臣との間で次のような質疑応答がなされている。

<平成18（2006）年10月3日参議院本会議> ^[19]

伊藤基隆 「私は、安倍総理が今後、小泉政治をどう引き継ぐのか…お聞きいたします。…小泉内閣の下で設置された皇室典範に関する有識者会議では、昨年11月に…報告書を出しました。これに基づき小泉内閣では皇室典範の改正を進めている中で、秋篠宮妃殿下がご懐妊されたことにより、急遽この作業を中断して今日に至っているものと認識しております。この間、総理は、当時の官房長官としてこの問題に深く関与されてきましたが、今後、皇室典範改正問題についてどのように対処されるのか、総理の考えを伺います。」

安倍晋三 「皇位の継承は国家の基本にかかわる事項であり、制度として安定的な皇位の継承を維持することは我が国にとって極めて重要であるとの認識に立ち、皇室典範の改正について、慎重に、かつ冷静に、国民各層に賛同がえられるようしっかりと議論を重ねていく必要があると考えています。」

5.3 皇位継承制度に関する近年の識者の主張

皇位継承制度に関する主張の論点とこれについての近年の識者の主張を概観すると次のとおりである。

(1) 皇位継承問題の主な論点

皇位継承に関する主張の論点は、主に次の3点にある。

①皇位継承資格

- ア. 皇位継承資格を男系男子に限定する（現行の制度）
- イ. 皇位継承資格を女性天皇・女系天皇にも拡大する

②皇位継承順位

- A. 皇位継承資格を男系男子に限定し、直系・長子優先（現行の制度）
- B. 皇位継承資格を女子・女系にも拡大し
 - a. 長子優先、b. 兄弟姉妹間で男子優先、c. 男子優先のいずれかを採用

③皇族の範囲

- i. 永世皇族制を採りつつ皇籍離脱の制度を設ける（現行の制度）
- ii. 永世皇族制については何世までと世数限定する

(2) 近年の識者の主張

これらの論点に関してはさまざまな考えがあり、その主張も錯綜している。特に上記の①皇位継承資格について見れば、ア. 皇位継承資格を男系男子に限定する立場からは「歴史的な重み」「歴史上確立された原理」を重視すべきとの観点より、昭和22（1947）年に皇籍離脱した11宮家の子孫が皇族に戻ることににより、男系維持が可能であることが主張されている ^[20]。

一方、イ。皇位継承資格を女性天皇・女系天皇にも拡大すべしとの立場からは、「皇位継承の安定性」・「世論の支持」の必要性などが強調されている^[21]。また、「皇統における男系・女系といった血統問題をあまりに重要視」する必要はないという意見もあり^[22]、一律に分類することは難しい^[23]。しかし「皇室が、将来も国や国民のために、制度について責任ある立場の人は、－最終的には国民一人一人ということになるのであろうが－具体的な検討を進める決断をしなければならない」^[24]という点では、大方の意見は一致しているとも思われる。

6. おわりに

皇位継承は、すべて、皇統に属する男系により継承され、10代8方の女性天皇はいずれも男系女子であった。また、その半数近くは非嫡出自による継承であり、天皇の直系子孫が不在の場合には、傍系によっても継承されてきた。

女性・女系天皇を容認すべきかについては、旧皇室典範や現行皇室典範の制定時にも論議されたが、我が国の歴史や伝統を尊重する立場より否定された。

新旧両典範は、いずれも皇位は皇統に属する男系の男子が継承する旨規定するが、新皇室典範では、旧皇室典範にあるような「皇庶子孫の皇位継承」（側室制度）を廃止した。それゆえ皇位の安定的継承が懸念され、宮内庁では十数年前から密かに皇室典範改正についての検討がなされていたともいわれる^[25]。

有識者会議は、基本的な視点として①国民の理解と支持を得られるものであること、②伝統を踏まえたものであること、③制度として安定したものであることを掲げ、「皇位継承資格」・「皇位継承順位」・「皇族の範囲」などの検討を行い、平成17（2005）年11月24日に報告書を小泉総理に提出した。

報告書は、皇位継承資格を男系男子に限定することは極めて困難な状況にあるとの認識に基き、現行憲法2条にいう「皇位世襲の原則は、天皇の血統に属する者が皇位を継承することを定めたもので、男子や男系までを求めるものではなく、女性や女系の皇族が皇位を継承することは憲法上可能である」と述べている。日本国憲法2条に規定する「世襲」の解釈については「男系の男子」を意味するという学説や政府見解もあるが、報告書ではそのような解釈はしていない^[26]。この点に関していかなる議論がなされたかも公表された議事要旨だけでは分からず、極めて一方的な政府答弁だけをもとに「憲法上は男系でも女系でもかまわないと結論づけているのは甚だ疑問である」との指摘もある^[27]。

さらに、同報告書は「女子や女系の皇族に皇位継承資格を拡大すれば皇位継承資格者を安定的に確保でき、また国民間においてもこのような制度を積極的に受け入れ、支持する素地が形成されていると考えられる。女性天皇・女系天皇を可能とすることは、社会の変化に対応しながら、多くの国民が支持する象徴天皇の制度の安定的継続を可能とするうえで大きな意義を有する。今後、皇位継承資格は女子や女系の皇族に拡大することが適当である」とも述べている。しかし、有識者会議の「女子天皇」「女系天皇」を可能とする見解については、

「歴史や伝統を無視している」「十分に論議が尽されたとはいえない」などの批判も多く、女性天皇や女系天皇に対する十分な認識に基いてこれを支持する世論が形成されていたとも思えない^[28]。

悠仁親王の誕生により皇位継承問題に関する議論も沈静化したようにも思われるが、安定的な皇位継承制度が確保されているわけではない。それゆえに、「様々な分野の研究者や専門家による継続性のある議論の場」^[29]における十分な検討が必要である。

注

- [1] 同会議は、座長吉川弘之（元東京大学総長）、園部逸夫（元最高裁判事）、岩男寿美子（慶応大学名誉教授）、緒方貞子（国際協力機構理事長）、奥田硅（日本経団連会長）、久保正彰（東京大学名誉教授）、佐々木毅（前東京大学総長）、笹山晴生（東京大学名誉教授）、佐藤幸治（京都大学名誉教授）、古川貞次郎（前内閣官房副長官）の各氏より構成されている。
- [2] 平成17（2005）年11月25日、朝日新聞社説
- [3] 平成17（2005）年11月1日には「日本会議国会議員懇談会」（会長平沼赳夫衆議院議員）が「皇位継承問題は国家重要事であり、慎重な審議と国民の納得が図られるべきである」と決議した。
- [4] 平成17（2005）年1月10日には小堀桂一郎（東大名誉教授）を代表とする「皇室典範研究会」が「男系による継承を維持するために旧皇族の皇籍復帰、旧皇族男系男子子孫の「養子」を認める。伝えられる政府の改正案は男系継承を守る姿勢が希薄である」と批判を行っている。なお皇室制度・皇位継承に関する著書には、平成18（2006）年以降の単行著書には次のようなものがある（『諸君』『正論』『論座』『Voice』『中央公論』『世界』『文藝春秋』などの記事にも注目すべき意見が多数あるが、紙幅の都合上、ここでの紹介は割愛する）。
- 所功『皇位継承のあり方－“女性・母系天皇”は可能か』（PHP研究所、2006年）
- 中川八洋『女性天皇は皇室廃絶』（徳間書店、2006年）、同『悠仁天皇と皇室典範』（清流出版、2007年）
- 小堀桂一郎・櫻井よしこ・八木秀次『「女系天皇論」の大罪』（PHP研究所、2006年）
- 友納尚子『雅子妃の明日』（文藝春秋、2006年）
- 小堀桂一郎『皇位の正統性について』（明成社、2006年）
- 八木秀次『日本人なら知っておきたい！ Q&Aで分かる天皇制度』（扶桑社、2006年）
- 中島英迪『皇位継承を考える－男系主義への疑問』（2007年）
- 園部逸夫『皇室制度を考える』（中央公論新社、2007年）
- 大島真生『愛子さまと悠仁さま』（新潮社、2007年）
- 八幡和郎『お世継ぎ』（文春文庫、2007年）
- [5] 高橋紘・八木秀次「悠仁さま御誕生で皇室典範はこう改正しよう」『諸君！』平成18年11月号85頁の高橋見解
- [6] 有識者会議『報告書』、参考資料、参考6「皇位継承資格に関連する主な歴史的事実」
- [7] 園部逸夫『皇室法概論』（第一法規出版、2002年）、325～330頁参照。
- [8] 同前掲、331～340頁参照。
- [9] 第1回～第17回会合における議事要旨および配布資料は、毎回、首相官邸ホームページで公開された。
- [10] 第6回会合では大原康男・高橋紘・八木秀次・横田耕一の各識者に対するヒアリングがなされたが、

- この内容については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai6/6gijisidai.html>参照。
第7回会合における鈴木正幸・高森明勅・所功・山折哲雄の各識者に対するヒアリング内容については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai7/7gijisidai.html>参照。
- [11] 第10回会合の議事要旨については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai10/10gijisidai.html>参照。
なお「今後の検討に向けた論点の整理（案）」は上記の資料1に詳細が記載されている。
- [12] <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/houkoku/houkoku.html>参照。
- [13] 毎日新聞2005年11月25日「『女性天皇』へ意欲」記事、与野党のコメント。
- [14] <http://www.nipponkaigi.org/0000/data-kokkaigiren.html>
- [15] <http://www.jinjahoncho.or.jp/news/171202.html>
- [16] 毎日新聞2006・1/11は「皇室典範改正 広がる男系維持論」、同1/14は「皇室典範改正 政府・自民に不協和音」という見出しでこれを伝えている。
- [17] 国会会議録検索システム、http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dspdoc.cgi?
- [18] 国会会議録検索システム、前掲
- [19] 国会会議録検索システム、http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_srch.cgi?
- [20] 大原康夫「占領政策克服の意志が『男系維持』を可能にする」（『正論』平成18年4月号）、同「奉祝・悠仁親王殿下ご誕生 有識者会議の報告書を白紙撤回し新しい機構の設置を」（『Voice』平成18年11月号）
竹田恒泰「旧皇族の活用なしに万世一系は守れない」（『Voice』平成18年4月号）
小堀桂一郎「改めて問う、皇位の正統性と男系継承」（『正論』平成18年11月号）
百地章「特集：私の『皇室典範』改正試案 男系男子孫を皇族にするための特別立法を」、同西木正明「穴だらけの皇室典範は肅々と改正すべし」、同田久保忠衛「『日本国の宗家』の継承基盤の安定化を」以上（『諸君』平成18年10月号）
八木秀次『日本人なら知っておきたい！ Q&Aで分かる天皇制度』（扶桑社、2006年215～228頁）
- [21] 小石房子「特集：私の『皇室典範』改正試案 女性・女系天皇は時代の要求」（『諸君』平成18年10月号）
酒井信彦「女系天皇こそ日本文明に適う」（『諸君』平成18年10月号）
高橋紘「皇室典範に問題あり」（『論座』平成18年11月号）
所功『皇位継承のありかた“女性・母系天皇”は可能か』（PHP研究所、2006年）99頁
- [22] 小林裕一郎「皇室典範改正問題のゆくえ－皇位の安定的継承の課題－」（愛知教育大社会科学論集45）
- [23] 皇位継承制度のありかたについての諸見解については園部逸夫『皇室制度を考える』（中央公論社、2007年）120～130頁や所功『皇位継承のあり方』（PHP研究所、2006年）17～44頁にわかりやすく整理されている。
- [24] 園部逸夫「皇室制度－その意義とこれから」（『論座』平成20年3月号）
- [25] 岩井克己『天皇家の宿題』（朝日新聞社、2006年）193頁
- [26] 大石眞「時の問題 憲法史から考える皇室典範改正論議」（法学教室2006、No315）10頁
- [27] 百地章『皇位の世襲』の意味と『女系天皇』への疑問『阿部照哉先生喜寿記念論文集』（成文堂、2007年）600頁
- [28] 第6回有識者会議におけるヒアリングでの大原教授の指摘。
- [29] 園部逸夫「皇室制度－その意義とこれから」（『論座』（朝日新聞社、2008年3月号）41頁

Summary

A Study on the Problem of the Imperial Succession
— The Advisory Council on the Imperial House Law Report —

Itsuo Yokote

Stability of the Imperial succession is an important issue that affects the country's foundation. Under the current Imperial House Law, sooner or later, a situation may arise in which there is no eligible candidate for the Imperial Throne. The prompt establishment of a system that will ensure the stability of the Imperial succession is therefore an important for Japan.

Keywords The System of the Emperor, Imperial House Law,
The System of Imperial Succession

(2008年4月30日受領)